

環資産第 1183 号  
平成28年11月24日

一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会  
会長 小林 増雄 様

さいたま市長 清水 勇人



電子マニフェストへの加入と利用促進について（依頼）

本市の産業廃棄物行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成26年4月に「さいたま市電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」を策定し、電子マニフェストの利用率を平成28年度に65%とすることを目標として施策を推進しているところです。

市が発注する各種委託業務から発生する産業廃棄物についても電子マニフェストの利用を進めております。

つきましては、貴協会の加入者各位に電子マニフェストへの加入と利用の促進について御周知いただきますようお願い申し上げます。

担当 環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課  
指導係 馬上、宮澤

直通 048-829-1607

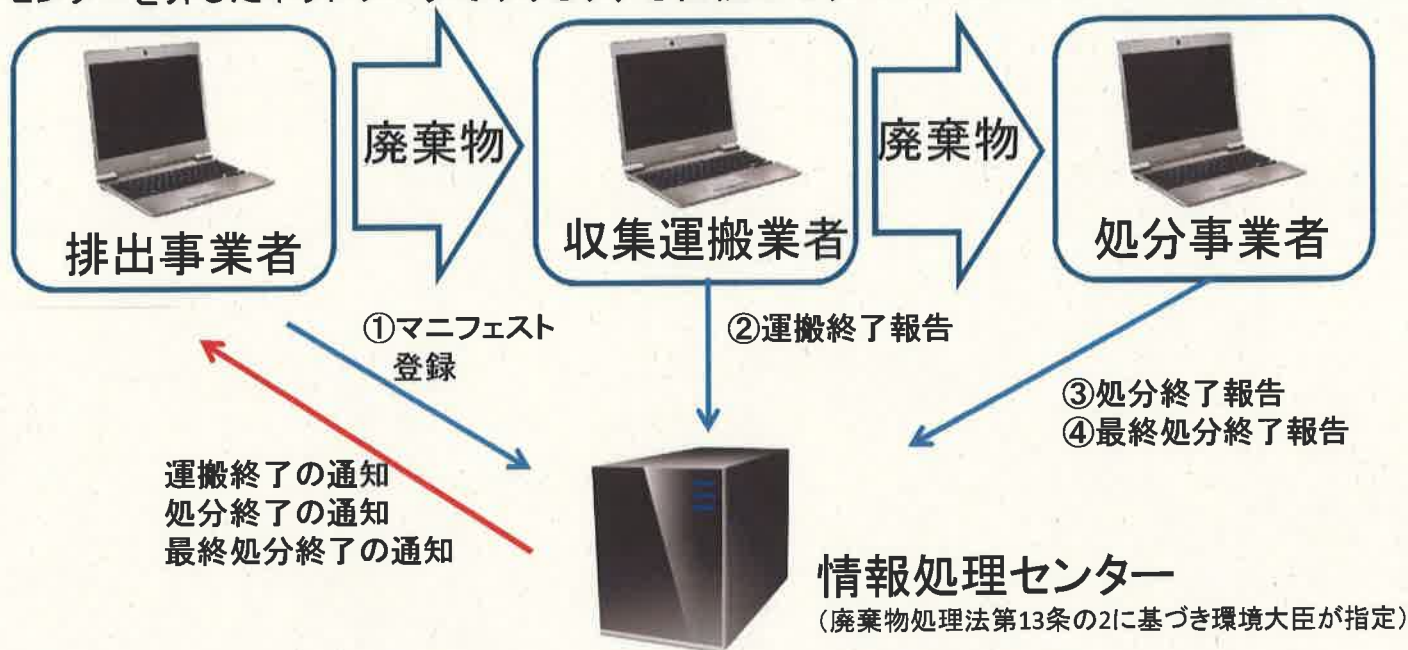
FAX 048-829-1933

E-mail: sangyo-haikibutsu-shido@city.saitama.lg.jp

# 電子マニフェストをはじめよう

## 電子マニフェスト制度とは？

マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやりとりする仕組みです



## 電子マニフェスト 3つのメリット

### (1) 事務負担の軽減

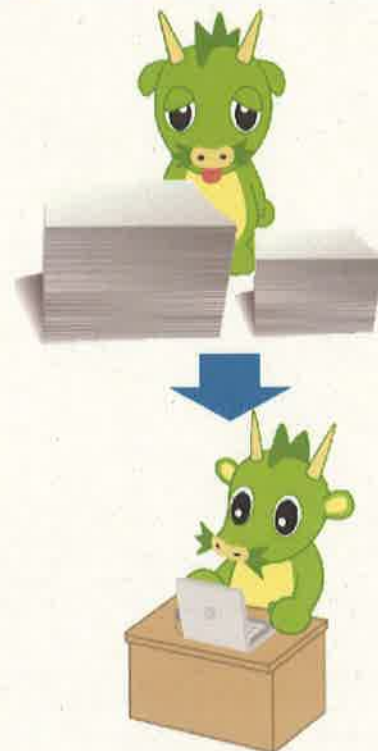
- ・操作がカンタン！手間がかからない
- ・マニフェストの保存が不要
- ・処理状況や過去5年間登録したマニフェスト情報を簡単に確認
- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要

### (2) データの透明性

- ・排出、収集、処分の3者が常に最新のマニフェスト情報を閲覧可能
- ・本店・支店から全国各地の事業場(工場現場等)のマニフェスト状況が閲覧可能

### (3) 法令遵守 (コンプライアンス)

- ・入力漏れの防止
- ・運搬終了、処分終了、最終処分終了に関する報告を通知情報(電子メール)等で確実に確認
- ・マニフェストの紛失の心配がないため、保存義務を厳守
- ・終了報告の確認期限が近付くと排出事業者に注意喚起を表示



電子マニフェストへは、パソコン、スマートフォンなどからアクセスができます。詳しくは、JWNETホームページをご覧ください。

<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.shtml>

さいたま市 環境局 資源循環推進部  
産業廃棄物指導課  
TEL 048-829-1607